

# 泉大津市みんなの居場所づくり事業費補助金交付要綱

## (通則)

第1条 泉大津市みんなの居場所づくり事業費補助金の交付に関しては、泉大津市補助金等交付規則（平成21年泉大津市規則第3号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

## (趣旨)

第2条 この要綱は、孤独・孤立に悩む人や高齢者、障がい者等を誰ひとり取り残さない社会をめざし、人と人との交流を目的として多様なつながりの場となる居場所づくりを補助することを趣旨とする。

## (目的)

第3条 この要綱は、民間の力を活用し、人ととのつながりが実感できる地域づくりを進めていく観点から、みんなの居場所づくり事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）へ経費の一部を補助することにより、支援が必要な人の見守り・交流の場や居場所づくりを目的とする。

## (みんなの居場所づくり事業)

第4条 みんなの居場所づくり事業（以下「補助事業」という。）とは、市内において月1回程度以上の割合で年間を通じて行う事業であって、次に掲げる全ての要件を満たす居場所づくりとする。

- (1) 泉大津市内で、誰もが気軽に集い、高齢者、障がい者、世代間の交流等ができる場を提供する事業を含む居場所づくり。
- (2) 孤独・孤立に悩む人が社会とのつながりを回復する支援につなげる事業を含む居場所づくり。
- (3) 社会福祉士等の福祉専門職を配置し、又はこれらの者と連携した生活相談等を行い、適切な支援関係機関へつなげる事業を含む居場所づくり。
- (4) 軽食等を提供する事業を含む居場所づくり。

## (事業対象者)

第5条 補助事業の対象者（以下「事業対象者」という。）は、泉大津市の市域内に居住している者であって、孤独・孤立の問題を抱える当事者

や高齢者、障がい者等と家族、その他様々な支援が必要な者とする。

(補助事業者)

第6条 この要綱の補助金の交付対象となる補助事業者は、次に掲げる要件を満たすもののうち市長が認めたものとする。

- (1) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体でないこと。
- (2) 暴力団（泉大津市暴力団排除条例（平成24年泉大津市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）である団体、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）が役員（代表者、理事、監事又はこれに準ずる者をいう。）となっている団体又は暴力団員個人でないこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (4) 法人（法人格がない団体・グループの場合は、団体・グループの代表者）が市税等を滞納していないこと。
- (5) 補助事業の開始前までに、和泉保健所に軽食等の提供に関する事項について相談し必要に応じて届出等を行うこと。
- (6) 保険に加入する等して、従業員、利用者の安全に努めること。
- (7) 対象事業に対して、国、府若しくは地方公共団体若しくはそれらの外郭団体等から、補助金等を受けていないこと。または、団体の運営を支援する補助金等を受けていないこと。

(補助対象経費等)

第7条 この要綱による補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち別表に掲げる経費とする。

2 補助金の交付額は、別表に掲げる補助基準額と、補助対象経費に係る実支出額から補助事業に係る収入額を控除した額を比較し、少ない方の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(交付申請)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、泉大津市みんなの居場所づくり事業費補助金交付申請書（別紙第1号様式）に、

次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書（団体の場合に限る）又は相当する書類
- (4) 構成員名簿
- (5) 補助対象団体の要件に関する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第9条 市長は、交付申請の内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、泉大津市みんなの居場所づくり事業費補助金交付決定通知書（別紙第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果補助金の不交付を決定したときは、泉大津市みんなの居場所づくり事業費補助金不交付決定通知書（別紙第3号様式）により補助対象団体に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による補助金の交付決定に際して、交付の条件（別紙第2号様式）を付するものとする。

（変更交付申請）

第10条 補助事業者は、交付決定通知書の受領後、事業の変更により交付申請の内容を変更する必要が生じたときは、速やかに泉大津市みんなの居場所づくり事業費補助金変更交付申請書（別紙第4号様式）に、次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 変更のあった事業計画書又は収支予算書又は構成員名簿
- (2) その他市長が必要と認める書類

（変更交付決定）

第11条 市長は、前条の規定による変更交付申請があった場合は、その内容を審査し、変更交付を決定したときは、泉大津市みんなの居場所づくり事業費補助金変更交付決定通知書（別紙第5号様式。以下「変更交付決定通知書」という。）により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 補助事業者は、交付決定通知書を受領したときは、その日から起算して30日以内に、泉大津市みんなの居場所づくり事業費請求書（別紙第6号様式）により市長に請求するものとする。

- 2 補助事業者は、変更交付決定通知書を受領したときは、泉大津市みんなの居場所づくり事業費請求書（別紙第6号様式）により市長に請求するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による請求を受理したときは、その日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(状況報告)

第13条 市長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があるときは、補助事業者に対して補助事業の遂行の状況に關し報告を求めることができる。

(決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 市長の承認を受けずに補助事業を中止し、又は廃止したとき。
  - (2) 予定期間に事業に着手せず、又は完了しないとき。
  - (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (4) 補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は条例に基づく市長の处分に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても準用する。
  - 3 前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された者は、再度この要綱による交付申請をすることができない。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業が継続して行われている場合は、各年度ごとに市長が定める期日とする。）又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該完了の日又は当該会計年度終了の日から起算して30日以内に、泉大津市みんなの居場所づくり事業費補助金実績報告書（別紙第7号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（事業対象者及び利用者の参加実績）
- (2) 生活相談等相談内容報告書
- (3) 収支決算書
- (4) 事業の実施に要した経費の支出を証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(確定)

第17条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、泉大津市みんなの居場所づくり事業費補助金額確定通知書（別紙第8号様式）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。
- 3 市長は、前項の規定により補助金の額を確定した場合において、既に交付されている補助金がその額に満たないときは、補助基準額を上限として不足額を交付するものとする。

(関係書類の作成保管)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておかなくてはならない。

(個人情報の保護)

第19条 補助事業者は、市が提供した個人情報並びに補助事業の実施過程で取得した個人情報及び知り得た個人の秘密（以下「個人情報等」という。）を第三者に漏らしてはならない。補助期間が終了した後も同様とする。

2 補助事業者は、補助事業の処理及び個人情報等の管理に関して事故が発生したときは、速やかにその状況を市に報告しなければならない。

3 市は、前記の報告を受けたとき、又は特に必要があるときは、補助事業の処理状況や個人情報等の管理状況について立入検査をすることができるものとし、補助事業者はこれに応じなければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

補助対象経費	補助基準額
事業開始経費	
<p>工事請負費（建物、設備の改修等）</p> <p>※事業開始に最低限必要なものに限る。</p> <p>※躯体の変更を伴うなど、大規模工事は対象外とする。</p> <p>備品購入費</p> <p>※価格が1万円以上かつ、耐用年数が2年以上のものに限る。</p> <p>※事業開始に最低限必要なものに限る。</p> <p>その他市長が事業開始に最低限必要であると認める経費</p>	<p>限度額（年度）</p> <p>100,000円</p> <p>（ただし、事業開始初年度に限る。）</p>
運営費	
<p>ボランティア保険料</p> <p>謝礼金（福祉専門職やボランティアなどへの謝金・交通費等）</p> <p>食材費</p> <p>会場使用料</p> <p>消耗品費等</p> <p>教材費等</p> <p>会議の開催に係る費用</p> <p>その他市長が事業の運営に必要と認める経費</p>	<p>限度額（年度）</p> <p>360,000円</p> <p>（月額30,000円×実施月数）</p>

別紙第1号様式（第8条関係）

年 月 日

泉大津市長様

### 所 在 地

### 团体名

### 代 表 者

印

## 泉大津市みんなの居場所づくり事業費補助金交付申請書

年度における泉大津市みんなの居場所づくり事業費補助金について、下記のとおり交付を申請します。

記

### 1 申 請 金 額

## 2 目的

3 内容

## 添付書類

- (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) 前年度決算書（団体の場合に限る）又は相当する書類
  - (4) 構成員名簿（専門職を配置、連携することを証する書類含む）
  - (5) 補助対象団体の要件に関する書類（未納がない旨の証明含む）
  - (6) その他市長が必要と認める書類

別紙第2号様式（第9条関係）

泉大 第 号  
年 月 日

団体名

代表者

様

泉大津市長

泉大津市みんなの居場所づくり事業費補助金交付決定通知書

年 月 日 付けで申請のあった 年度における泉大津市みんなの居場所づくり事業費補助金については、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

補 助 額 ￥

泉大津市補助金等交付規則

（交付の条件）

第5条

- (1) 補助金等をその目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、遅滞なく市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 市長が、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市の職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。

別紙第3号様式（第9条関係）

泉大 第 号  
年 月 日

団体名

代表者

様

泉大津市長

泉大津市みんなの居場所づくり事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日 付けで申請のあった 年度における泉大津市みんなの居場所づくり事業費補助金については、下記の理由により交付しないことを決定したので通知します。

記

1 不交付の理由

別紙第4号様式（第10条関係）

年 月 日

泉大津市長様

### 所在地

### 团 体 名

### 代 表 者

印

## 泉大津市みんなの居場所づくり事業費補助金変更交付申請書

年度における泉大津市みんなの居場所づくり事業費補助金について、下記のとおり変更交付を申請します。

記

## 2 添付書類

- (1) 変更のあった事業計画書、収支予算書又は構成員名簿  
(2) その他市長が必要と認める書類

別紙第5号様式（第11条関係）

泉大 第 号  
年 月 日

団体名

代表者 様

泉大津市長

泉大津市みんなの居場所づくり事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日 付けで申請のあった 年度における泉大津市みんなの居場所づくり事業費補助金については、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

補 助 額 ￥

(内今回追加交付額 ￥ )

別紙第6号様式（第12条関係）

年 月 日

泉大津市長 様

所 在 地

団 体 名

代 表 者

印

泉大津市みんなの居場所づくり事業費請求書

年度の泉大津市みんなの居場所づくり事業費補助金として、  
年 月 日付け泉大 第 号の（交付決定通知書・  
確定通知書）に基づき下記の金額を請求いたします。

請求額 ￥

下記の口座へ振り込んでください。

振込先金融機関		預金の種類	口座番号	口座名（カタカナ）
金融機関名	支店名	1. 普通		
		2. 当座		

別紙第7号様式（第16条関係）

泉大津市みんなの居場所づくり事業費補助金実績報告書

年 月 日

泉大津市長 様

所在 地

団体名

代表者

印

泉大津市みんなの居場所づくり事業費補助金に係る事業の実施について、下記のとおり実績を報告いたします。

1 実績報告額 ￥

2 交付決定通知書交付日 年 月 日

3 交付決定通知書交付番号 泉大 第 号

4 補助事業の成果

添付書類

- (1) 事業報告書（事業対象者及び利用者の参加実績を含む。）
- (2) 生活相談等相談内容報告書
- (3) 収支決算書
- (4) 事業の実施に要した経費の支出を証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

別紙第8号様式（第17条関係）

泉大 第 号  
年 月 日

団体名  
代表者 様

泉大津市長

泉大津市みんなの居場所づくり事業費補助金額確定通知書

年 月 日 付け 泉大 第 号 で 交付 決定 し た 泉大津  
市 み ん な の 居 場 所 づ く り 事 業 費 補 助 金 に つ い て は 、 実 績 報 告 書 に 基 づ き  
下 記 の と お り 確 定 し た の で 通 知 し ま す 。

記

1 交付決定額 ￥

2 確定期額 ￥

3 返還金額 ￥

4 追加交付額 ￥

別紙第9号様式（第14条関係）

泉大 第 号  
年 月 日

団体名

代表者 様

泉大津市長

泉大津市みんなの居場所づくり事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日 付け 泉大 第 号 で 交付 決定 の あつた  
年度 における 泉大津市みんなの居場所づくり事業費補助金 につい て は 、  
下記の 理由 に より 交付 決定 を 取消 し た の で 通知 し ま す 。

記

1 取消しの理由